

板柳町新婚生活家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 板柳町は、町民の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策や活力あるまちづくりを推進するため、民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して、予算の範囲内において板柳町新婚生活家賃補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年板柳町規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 婚姻した日から2年以内の夫婦（以下「新婚夫婦」という。）を含む世帯をいう。
- (2) 家賃 新婚世帯の住居の賃料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分を控除した額とする。
- (3) 民間賃貸住宅 一戸建て住宅又は共同住宅であって、自己の居住の用に供するために所有者又は管理者との間で賃貸借契約を締結した住宅をいう。ただし、次に掲げる住宅を除く。
 - ア 公営住宅等の公的賃貸住宅
 - イ 事業主が給与の一部として提供する社宅、官舎、寮等
 - ウ その他町長がこの要綱趣旨に合わないとする住宅

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が板柳町内にあり、当該住居を住所地として住民基本台帳に記録し、定住していること。
- (2) 生活保護、他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (3) 申請者及び生計を同一にしている世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (4) 町外から転入する世帯員にあつては本町への転入前の住所地における市区町村税に滞納がないこと。
- (5) 家賃を滞納していないこと。
- (6) 補助金を申請する日において新婚世帯であること。ただし、すでに補助金の交付対象期間中に申請したことがある場合は、この限りでない。
- (7) 板柳町暴力団排除条例（平成24年板柳町条例第10号）に規定する暴力団員が世帯員にいないこと。

(補助対象者及び補助対象期間)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っている新婚夫婦のいずれか一方とする。

2 補助金の交付対象期間は婚姻した日の属する月から起算して24月を限度とする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は家賃とし、補助金の額は、1世帯当たり月額2万円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 一度に申請できる家賃は12月分を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、本町の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 板柳町新婚生活家賃補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)
- (2) 婚姻後の戸籍謄本
- (3) 物件の賃貸借契約書の写し
- (4) 住宅手当支給証明書(様式第2号)
- (5) 家賃の滞納がないことの証明書(様式第3号)
- (6) 転入者にあつては、本町への転入前住所地における納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定して、板柳町新婚生活家賃補助金交付(不交付)決定通知書兼額の確定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、町長がやむを得ないと認める場合を除く。

(報告、実地調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助対象者等に報告を求め、又は担当職員に現地調査等を行わせることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。